

## 京都合成樹脂研究会規約

第1条 本会は京都合成樹脂研究会と称し、事務局を地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）に置き、事務局長以下の事務局職員を配置する。

2 事務局職員は、研究所の職員をもって充てる。

第2条 本会は合成樹脂及び有機材料の改良発達のために必要な研究を行い、会員相互の技術の交流連絡を図ることを目的とする。

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 研究の発表と技術の交流
- (2) 学校、研究所等諸団体との連絡
- (3) 技術講習会の開催
- (4) その他必要な事項

第4条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 普通会員：合成樹脂及び有機材料技術の関係者
- (2) 賛助会員：本会趣旨の賛成者
- (3) 特別会員：曹会の学識経験者及び本会の功労者

第5条 本会に入会するためには委員会の承認が必要である。

2 特別会員は委員会にて推薦する。

第6条 本会は必要に応じて専門部会を設けることができる。

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 幹事 若干名

第8条 委員及び監事は総会で会員中より選出し、委員長及び副委員長は委員の互選による。

2 委員会は本会の運営に関することを定め、監事は会計を監査する。

3 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再選しても差支えない。

4 監事は委員長の委嘱によって会務を処理する。

第9条 本会は総会の決議によって顧問を推薦することができる。

第10条 会員は次の会費を納めなければならない。

- (1) 普通会員 年額 10,000円
- (2) 賛助会員 年額 15,000円

2 必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第11条 本会は毎年1回総会を開き、次の事項を決める。

- (1) 役員選出に関する事
- (2) 事業実施に関する事
- (3) 庶務会計に関する事
- (4) その他必要な事

2 必要な時は臨時に総会を開くことができる。

第12条 本会の会計事務は、京都合成樹脂研究会会計準則において定める。

第13条 事務局長は、総会において承認された事業計画などに関し、委員長に代わって実施決定することができる。

第14条 この規約は総会において出席会員の半数以上の決議によって変更することができる。

附則 この規約は昭和26年6月26日から実施する。

規約一部改正 平成元年6月7日、平成8年6月25日、平成12年6月28日、平成14年6月28日、  
平成15年7月2日、平成23年6月28日、平成25年6月19日、平成26年6月18日、  
平成28年6月28日